

各障害福祉サービス等提供事業者様

東京都福祉保健局障害者施策推進部

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（障害分）交付金の実績報告について（依頼）

日頃から、東京都の障害福祉サービス行政について、御理解、御協力をいただきありがとうございます。標記について、下記のとおりお知らせいたしますので、ご確認ください。

記

1 実績報告書について

（1）提出期限

交付決定通知書受領後、概ね1か月以内にご提出いただくようお願いいたします。ただし、実績額が交付申請額に達しておらず、年度内に追加で感染症対策を徹底するための物品購入を予定されている場合は、購入物品確定後速やかにご提出ください。

なお、最終提出期限は、令和3年3月10日（水曜日）を予定しています。

（2）提出書類

- ア 実績報告書（様式第3号）
 - イ 事業所・施設別実績報告一覧（様式1）
 - ウ 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（障害分）に関する事業実績報告書（事業所単位）（様式2）
 - エ 障害福祉慰労金受給職員表（法人単位）（様式3）
 - オ 精算書（様式第4号）
 - カ 慰労金返納額計算書（様式第5号）
- ※日付は空欄のまま提出してください。

※交付決定ごとに実績報告書をご提出ください。

（例：8月と10月に交付決定を受けている場合は、それぞれ実績報告書を提出する必要があります。）

※実績報告書提出後、概ね1、2か月で交付すべき補助金の額を確定し、通知いたします。超過交付額が発生した場合は、通知と同封する納付書により、期日までに速やかに返還を行ってください。

（3）提出先

本事業事務局へ提出をお願いいたします。

- ア 【原則】「電子データ申請フォーム」からの提出

<https://www.shinsei.elg-front.jp/tokyo2/uketsuke/form.do?id=1605418568347>

- イ 紙による提出（「電子データ申請フォーム」からの提出が困難な場合）

〒220-8799 横浜市中央郵便局 郵便私書箱36号

東京都新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分・障害分）事務局宛

2 申請手続き等

東京都国民健康保険団体連合会の電子請求システムによる受付は、令和2年11月30日（月曜日）に締め切ったところですが、**慰労金等未申請の事業者様におかれましては、令和2年12月25日（金曜日）まで**に直ちに申請していただきますようお願いいたします。

また、交付申請額に変更が生じ、追加の交付申請を行う場合等も同様の期限となりますので、併せてご確認願います。

※12月以降の申請先等の詳細は下記ホームページをご覧ください。

https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/smph/shougai/houkatushien/houkatushien_jigyoku.html

(東京都福祉保健局＞障害者＞新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業(障害分)＞新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業(障害分))

【担当】

東京都新型コロナウイルス緊急包括支援事業（障害分）事務局
電話：0120-591-105（平日9時～18時 土日祝日を除く）